

相馬市適応指導教室設置規則

(設置)

第一条 不登校傾向にある児童生徒及びその保護者に対し積極的に教育相談を推進し、学校復帰をはかるため、適応指導教室設置する。

(業務)

第二条 適応指導教室は、次の業務を行う。

- 一 不登校傾向にある児童生徒及びその保護者に対し、教育相談を行う。
- 二 児童生徒に対し、遊戯療法や学習指導、生活指導等を通して、生活のリズムを改善させ、学校生活に適応できるように支援を行う。
- 三 自然とのふれあいや社会体験を通して、自立心、社会性を培い、集団生活への適応力と自己表現力を育てるために支援を行う。

(教育相談員)

第三条 適応指導教室に教育相談員（以下「相談員」という。）三人を置く。

2 相談員は人格円満で社会的信望があり、学校教育に熱意のある者を、教育委員会が委嘱する。

(身分任期等)

第四条 相談員は、非常勤の特別職とし、任期は一年とする。

2 相談員の勤務は、週四日以内とし、勤務日は、教育委員会が定める。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。